

新旧対照条文

○ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第八条（略） 2、4（略） 5（略） 一 第七条の三第二項第一号から第六号まで及び第八号の規定は、法第十五条第四項の検査について準用する。</p> <p>（入院患者の医療に係る費用負担の申請） 第二十条（略） 一・二（略） 2（略） 一 法第二十三条（法第二十六条において準用する場合を含む。）において準用する法第十六条の三第五項の規定による通知の写し</p>	<p>第八条（略） 2、4（略） 5（略） 一 第七条の三第二項第一号から第六号までの規定は、法第十五条第四項の検査について準用する。</p> <p>（入院患者の医療に係る費用負担の申請） 第二十条（略） 一・二（略） 2（略） 一 法第二十三条（法第二十六条において準用する場合を含む。）において準用する法第十六条第五項の規定による通知の写し</p>

